

5 G サービス 契約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 通信</p> <p>第 38 条～第 40 条 （略）</p> <p>（通信利用の制限）</p> <p>第 41 条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 <u>当社は、前 6 項の規定によるほか、通信のふくそうが生じるおそれがある場合において、5 G（コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り。）の通信に関して、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。</u></p> <p>8～10 （略）</p> <p>11 当社は、前 10 項の規定によるほか、5 G 契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱いします。この場合において、5 G 契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。（注）通話モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。以下「対象音声通信」といいます。）は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。</p> <p>第 42 条～第 44 条 （略）</p> <p>第 9 章～第 11 章 （略）</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 64 条～第 69 条 （略）</p> <p>（利用に係る契約者の義務）</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 当社は、第 75 条（利用者登録）に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による 5 G サービスの利用において前 5 項の規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱いします。（注 1）本条第 1 項第 13 号に定める当社が別に定める方法は、本条第 2 項の規定によるほか、「sp モードご利用規則」_「ドコモメール持ち運び利用規約」及び「ドコモメールオプション利用規約」等に定めるところによります。（注 2）（略）</p> <p>第 71 条～第 73 条 （略）</p> <p>（ahamo インターネット接続サービス等の利用等）</p> <p>第 74 条 5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限り。）は、ahamo インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限り。））を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 5 G 契約者（コース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限り。）は、irumoo</p>	<p>第 1 章～第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 通信</p> <p>第 38 条～第 40 条 （略）</p> <p>（通信利用の制限）</p> <p>第 41 条 5 G サービス、X i サービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7～9 （略）</p> <p>10 当社は、前 9 項の規定によるほか、5 G 契約者から、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの受信時において、当社が必要とする範囲で当該メッセージの内容を確認し、フィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定した U R L 又は電話番号が記述された当該文字メッセージの受信を行わないようにする旨の意思表示への同意があったものとみなして取り扱いします。この場合において、5 G 契約者は、当社が別に定める方法により、この取り扱いをしないようにすることができます。（注）通話モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。以下「対象音声通信」といいます。）は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。</p> <p>第 42 条～第 44 条 （略）</p> <p>第 9 章～第 11 章 （略）</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 64 条～第 69 条 （略）</p> <p>（利用に係る契約者の義務）</p> <p>第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 当社は、第 75 条（利用者登録）に規定する登録利用者その他の契約者以外の者による 5 G サービスの利用において前 5 項の規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱いします。（注 1）本条第 1 項第 13 号に定める当社が別に定める方法は、本条第 2 項の規定によるほか、「sp モードご利用規則」_「ドコモメール持ち運び利用規約」等に定めるところによります。（注 2）（略）</p> <p>第 71 条～第 73 条 （略）</p> <p>（ahamo インターネット接続サービス等の利用等）</p> <p>第 74 条 5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限り。）は、ahamo インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限り。））を利用できるようにするものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、ahamo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

インターネット接続サービス（当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス（当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限り。））を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。）を利用することができます。この場合において、irumo インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。

3 (略)

4 当社は、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

5 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

第 75 条 5 G 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る 5 G を主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～4 (略)

5 5 G 契約者は、その 5 G 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者又はコース A に係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限り。）が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5～13 (略)

第 76 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 営業区域

1 (略)

2 5 G home でんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、市原市、印西市、浦安市、大網白里市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、東金市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、富津市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、秩父市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、潮来市、石岡市、稲敷市、牛久市、小美玉市、笠間市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、桜川市、下妻市、常総市、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、那珂市、行方市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市、守谷市、結城市、龍ヶ崎市
	栃木県	宇都宮市、足利市、大田原市、小山市、鹿沼市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、日光市、真岡市、矢板市
群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、渋川市、高崎市、館林市、富岡市、沼田市、藤岡市、みどり市	

2 (略)

3 当社は、ahamo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

4 電波状態等により、ahamo インターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。

(利用者登録)

第 75 条 5 G 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る 5 G を主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～4 (略)

5 5 G 契約者は、その 5 G 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者に限り。）が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5～13 (略)

第 76 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 営業区域

1 (略)

2 5 G home でんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
(略)	(略)	(略)
関東甲信越地区	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、旭市、我孫子市、いすみ市、市川市、印西市、浦安市、柏市、勝浦市、香取市、鎌ヶ谷市、鴨川市、佐倉市、山武市、白井市、匝瑳市、銚子市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市
	埼玉県	さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、飯能市、東松山市、日高市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、本庄市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市
	茨城県	水戸市、潮来市、稲敷市、牛久市、鹿嶋市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、行方市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、小山市、さくら市、下野市、栃木市、那須塩原市、矢板市
群馬県	前橋市、安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、高崎市、館林市、富岡市、藤岡市、みどり市	

	(略)	(略)
	長野県	安曇野市、飯田市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、十日町市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、大洲市、西条市、四国中央市、東温市、新居浜市
	(略)	(略)
	徳島県	徳島市、阿南市、阿波市、小松島市、鳴門市、美馬市、吉野川市
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、飯塚市、大川市、大牟田市、大野城市、小都市、春日市、嘉麻市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、豊前市、みやま市、宗像市、柳川市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、八代市、山鹿市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、佐伯市、津久見市、中津市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、別府市、由布市
	宮崎県	宮崎市、えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和5年7月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種 類
(略)
my daiz (有料・spモード)
my daiz (有料・irumo)
(略)
ドコモメールオプション

	(略)	(略)
	長野県	安曇野市、上田市、岡谷市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市
	新潟県	新潟市、阿賀野市、糸魚川市、小千谷市、柏崎市、五泉市、新発田市、上越市、胎内市、燕市、長岡市、南魚沼市、村上市、妙高市
(略)	(略)	(略)
関西地区	(略)	(略)
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、南あわじ市、養父市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
四国地区	(略)	(略)
	愛媛県	松山市、今治市、伊予市、宇和島市、西条市、四国中央市、東温市、新居浜市
	(略)	(略)
	徳島県	徳島市、阿南市、阿波市、小松島市、鳴門市、美馬市
九州地区	福岡県	福岡市、朝倉市、大川市、大牟田市、大野城市、小都市、春日市、北九州市、久留米市、古賀市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、みやま市、宗像市、柳川市
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市、阿蘇市、天草市、荒尾市、宇城市、宇土市、上天草市、菊池市、合志市、玉名市、人吉市、水俣市、山鹿市
	大分県	大分市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、佐伯市、津久見市、日田市、豊後大野市、豊後高田市、由布市
	宮崎県	えびの市、串間市、小林市、西都市、日南市、延岡市、日向市、都城市
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年12月1日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種 類
(略)
情報自動受信機能 (my daiz/ i コンシェル)
(略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	
my daiz (有料・ahamo)	
(略)	

(3) (略)

2 (略)

別表3～別表7 (略)

附 則 (令和5年6月28日経企第1185号)  
(実施期日)

1 この附則は、令和5年7月1日から実施します。  
(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供している次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

情報自動受信機能 (my daiz/ i コンシェル) my daiz (ahamo)	my daiz (有料・spEード) my daiz (有料・ahamo)
--	--

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

種	類
(略)	
my daiz (ahamo)	
(略)	

(3) (略)

2 (略)

別表3～別表7 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
(略)		(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
(略)		(略)

(注)（略）

附 則（令和5年6月28日経企第1185号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[ 現 行 ]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
(略)		(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、バチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
(略)		(略)

(注)（略）